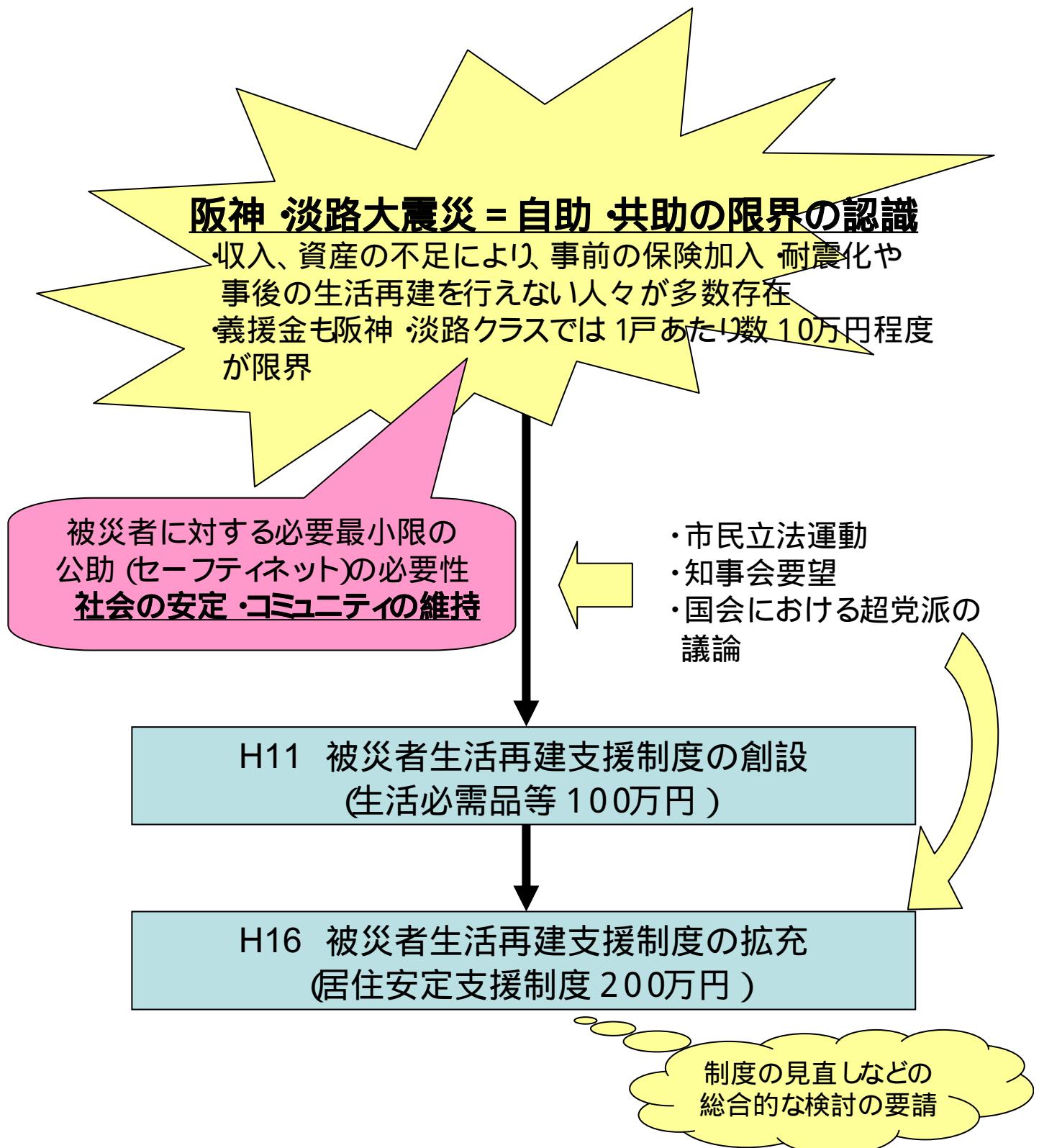


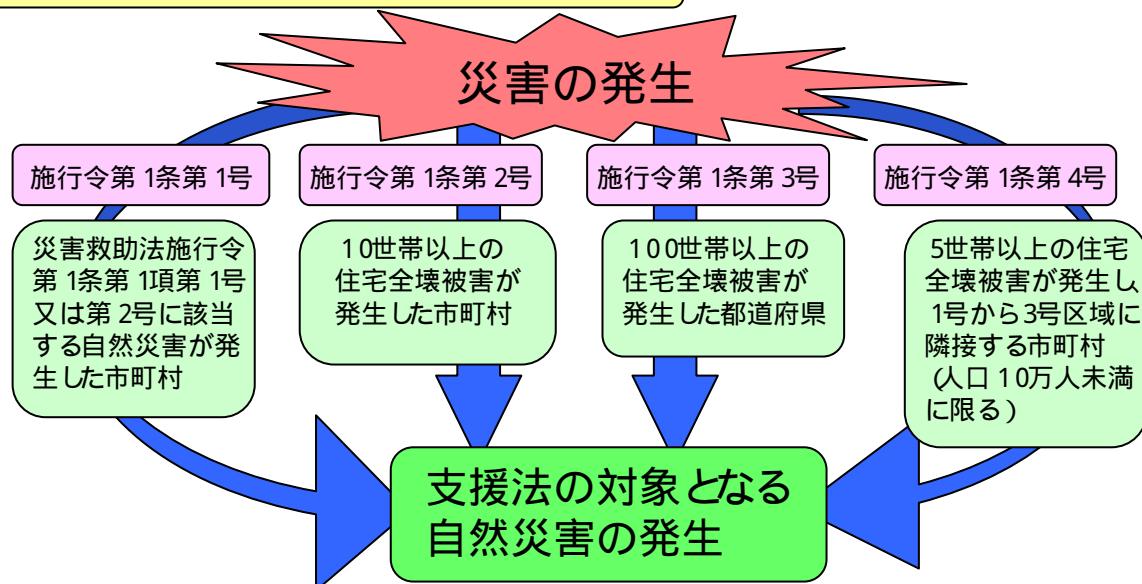
被災者生活再建支援制度について

被災者生活再建支援制度の経緯と考え方



被災者生活再建支援制度の概要

1. 被災者生活再建支援法に該当する自然災害



2. 対象世帯

上記の自然災害により
住宅が「全壊」又は「半壊」やむなく解体した世帯
火碎流等により長期間避難を余儀なくされた世帯
住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

3. 支給限度額及び対象経費

支給限度額まで概算払い（前払い）可

世帯主の年収、年齢等	世帯人数	支給限度額	～	～
年収 500万円	複数	300万円	100万円	200万円
	単数	225万円	75万円	150万円
・世帯主が45歳以上で 500万円 < 年収 700万円 ・世帯主が60歳以上又は要援護世帯で 500万円 < 年収 800万円	複数	150万円	50万円	100万円
	単数	112.5万円	37.5万円	75万円

～

生活に必要な物品の購入費又は修理費
自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
住居移転費又は交通費
住宅を賃借する場合の礼金

～

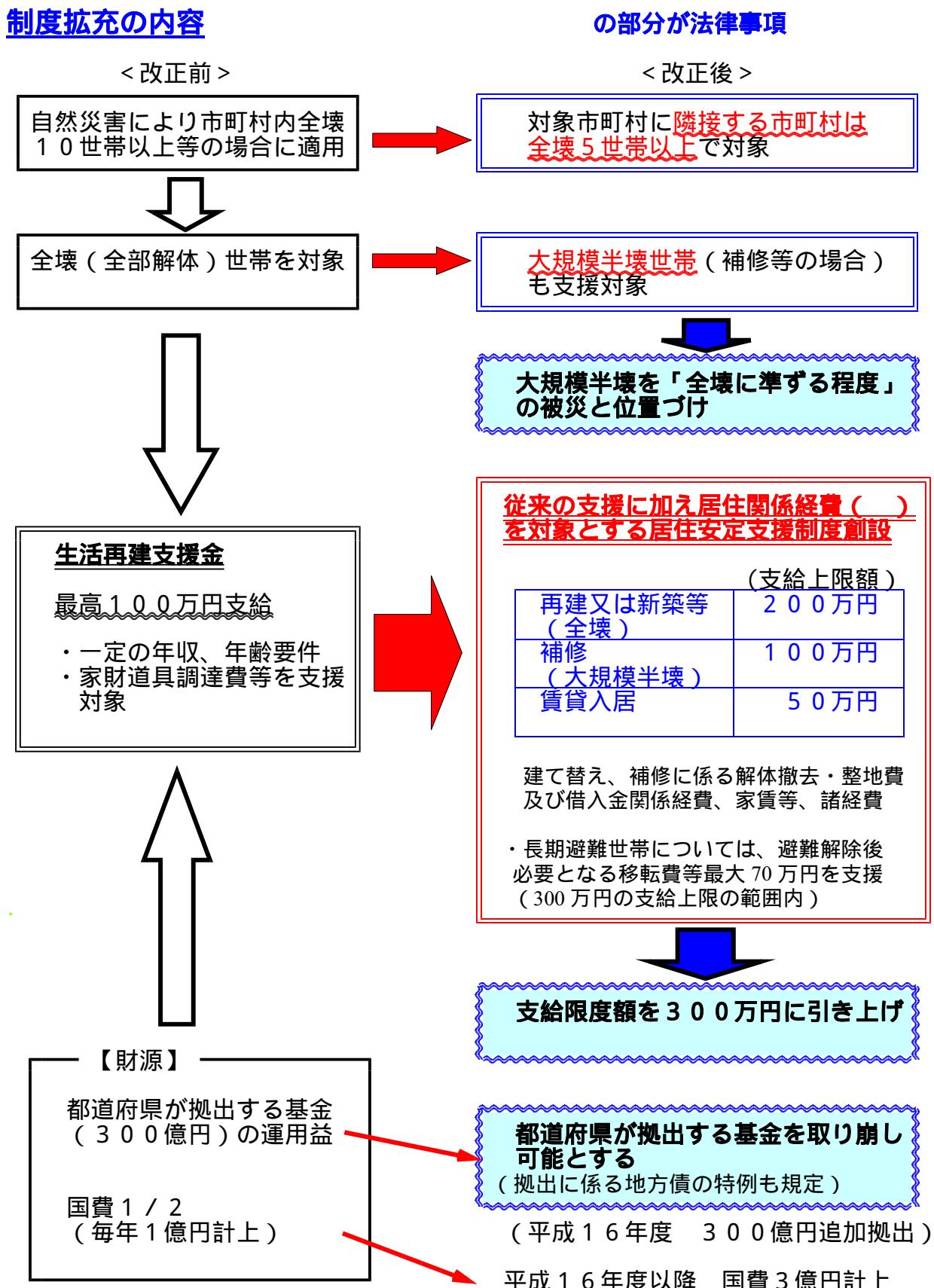
民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）
住宅の解体（除却）・撤去・整地費
住宅の建設、購入のための借入金等の利息
ローン保証料その他住宅の建替等に係る諸経費
大規模半壊世帯は～のみ対象（100万円が限度。
補修のための借入金等の利息を含む）
長期避難解除世帯は特例として更に～の経費について支給限度額の範囲内で70万円を限度に支給
他の都道府県に移転する場合は～それぞれの支給限度額の1/2

4. 補助金の交付

被災者生活再建支援法人が支給する支援金（）の1/2に相当する額を国が補助（）都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用

被災者生活再建支援制度の拡充等の経緯

1. 平成16年における被災者生活再建支援制度改正の概要



2. 平成16年法改正以後に実施した運用の改善等

水害による住宅の被害認定に関する弾力運用（16年10月）

水害による住宅の被害認定について弾力運用を図ることとし、都道府県に通知。

（弾力的運用の内容）

- ・吸水性のある床材、壁材、断熱材などの建材が浸水した場合、これらは損傷したものとして取り扱う
- ・一度浸水してしまった浴槽、台所の流し台などの水廻り設備は機能を失い、損傷したものとして取り扱う
- ・台風災害では、浸水被害と強風による被害を併せて認定する

支援金の手続きにおける領収書の提出の廃止（16年11月）

被災者の事務負担を軽減するため、支援金の手続きにおいて領収書の提出を廃止することとし、都道府県に通知。

政令改正等による運用改善（17年6月）

- ・物品購入などの生活関連経費（最大100万円）に設定されていた品目区分毎の限度額を撤廃し、使い勝手を向上。
- ・概算払い（前払い）の限度額を支援金の限度額と同額（最大300万円（改正前：最大185万円））まで拡大。

被災者生活再建支援制度の経緯

H7. 9 防災問題懇談会（内閣総理大臣設置）提言

「全国地方公共団体が毎年度一定の額を拠出して積み立てておき、被災地の支援を行う基金の検討必要。」

H7. 10 兵庫県、「住宅再建に関する共済制度」提案

【住宅所有者が掛金（固定資産税同時徴収）全壊1,700万円】

H8. 7 「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」設立

（代表世話人：山岸章、貝原俊民、笹山幸俊、亀井正夫、芦田甚之助等）

H8. 12 与党 P T が阪神・淡路大震災被災者への生活再建支援金の給付等を決定

（基金を3,000億円積み増し、交付税措置）

H9. 5 新進、民主、太陽党「阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案」を衆院提出、審議未了廃案

H9. 5 田英夫議員等（個人参加の超党派）「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」を参院提出、継続審議

H9. 7 全国知事会が災害相互支援基金の創設に関し決議

（100万円の給付型事業、国及び都道府県で3,000億円の基金創設等）

H9. 12 新進、民主、太陽党「阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案」を参院提出、継続審議

H10. 4 「被災者生活再建支援法案」を参院に提出（自民、社民、さきがけ、民主、公明、自由党の6党共同提案）

H10. 5 被災者生活再建支援法成立（自、さ、民、公、由、社民共同提案）

【附則】 住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援のあり方について総合的な見地から検討

【附帯決議】 法施行後5年を目途として総合的な検討を加え、必要な措置を講ずる

H11. 4 都道府県から被災者生活再建支援基金に対して300億円の資金拠出
支援金支給制度開始

H12. 10 鳥取県西部地震 県が住宅建設300万円、補修150万円支給

H12. 12 国土庁「被災者住宅再建支援検討委員会」(委員長：廣井東大教授)報告

大規模災害時の住宅再建の支援は、対象となる行為そのものに公共の利益が認められること、あるいはその状況を放置することにより社会の安定の維持に著しい支障を生じるなどの公益が明確に認められるため、その限りにおいて公的支援を行うことが妥当である。

H14. 6 「自然災害から国民を守る国会議員の会」(原田、相沢、谷、滝議員等)
全額公費による「被災者住宅再建支援法骨子案」
【全壊750万円支給 H15. 7の案では500万円とする】

H14. 7 中央防災会議報告「防災体制の強化に対する提言」(専門調査会)

行政としては、住宅の所有・非所有に関わらず、真に支援が必要な者に対し、住宅の再建・補修、賃貸住宅への入居等に係る負担軽減などを含めた総合的な居住確保を支援していくことが重要。国は、現行の支援に加えて、安定した居住の確保のための支援策を講じるべきである。

H15. 7 全国知事会議「自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議」

H15. 10 全国知事会議「住宅再建支援制度の創設に伴う運営資金の拠出に関する申し合わせ」【300億円を新たに拠出、全壊・再建世帯に200万円支給等】

H16. 3 居住安定支援制度創設等の制度拡充を内容とする「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」成立、公布
(衆議院災害対策特別委員会附帯決議)

居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後四年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。

(参議院災害対策特別委員会附帯決議)

居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後四年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。